

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）

平成20年3月31日北海道規則第66号

平成21年3月31日北海道規則第55号

平成22年3月31日北海道規則第52号

平成22年12月28日北海道規則第73号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 企業立地を促進するための助成の措置（第3条 - 第20条）

第3章 中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置（第21条 - 第30条）

第4章 雑則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成19年北海道条例第68号。以下「条例」という。）第3章の規定に基づく助成の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) 航空機整備関連施設 航空機の整備若しくは改造又は航空機若しくは航空機用機器の修理を行う施設をいう。
- (3) 国際物流関連施設 港湾若しくは空港又は保税地域における外国貨物に係る荷さばき施設又は保管施設、外国貨物の加工又はこれを原料とする製造の用に供する施設その他の施設をいう。
- (4) 特定事業所等 企業の経営の効率化又は事業活動を支援するサービスを提供する事業（以下「産業支援サービス業」という。）を行う事業所又は事務所をいう。
- (5) 試験研究施設 自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設をいう。
- (6) 投資額 工場、航空機整備関連施設、国際物流関連施設、特定事業所等又は試験研究施設（以下「工場等」という。）の新設（第4条第1項に規定する新設をいう。同項を除き、以下同じ。）又は増設（第4条第2項に規定する増設をいう。同項を除き、以下同じ。）をするために必要な施設に対する投資額であって、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産及び同条第8号りに掲げる資産

(購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。)の取得価額の合計額をいう。

(7) 常用雇用者 事業者が新たに雇用する従業者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 雇用期間の定めのない者であること。

イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者(同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。)であること。

ウ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。

エ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

(8) 雇用増 工場等の新設の場合にあってはその常用雇用者の人数をいい、工場等の増設の場合にあっては当該工場等の増設に伴い増加する常用雇用者の人数をいう。

(9) 研究員 次の各号のいずれかに該当する者であって、自然科学に関する研究に直接従事する常用雇用者をいう。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第1項に規定する修士若しくは博士の学位又は同項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者

イ 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位を有する者であって、自然科学に関する研究に直接従事した職務経験が3年以上ある者

(10) 特定技術者 次の各号のいずれかに該当する者であって、ソフトウェア業に直接従事する常用雇用者をいう。

ア 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第7条第1項の情報処理技術者試験(情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成9年通商産業省令第47号)の表の上欄に掲げる基本情報技術者試験及びITパスポート試験を除く。)の合格者

イ 学校教育法第104条第1項に規定する修士若しくは博士の学位又は同項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者

ウ 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位を有する者であって、ソフトウェア業に直接従事した職務経験が3年以上ある者

(11) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者であって、道内に、主たる事務所を有するもの又は事業所を有するものをいう。

ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項(第1号及び第1号の2に限る。)に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項(第3号、第4号及び第9号を除く。)に規定する中小企業団体

第2章 企業立地を促進するための助成の措置

(助成の措置の対象施設)

第3条 条例第13条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる要件のいずれにも該当する工場等とする。

- (1) 別表第1の第1欄から第3欄までに掲げる区分に応じ、同表の第4欄に定める業種又は事業に係るもので、かつ、同表の第5欄に定める基準を満たしていること。
- (2) 環境の保全について、適切な措置がされていること。

(助成の措置の対象となる新設又は増設)

第4条 条例第13条第1項の規則で定める新設は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 道内に工場等を有していない者が新たに道内に工場等を設置すること。
 - (2) 既に道内に工場等を有する者が新たに当該工場等と第2条第1号から第5号までの区分を異にする工場等を設置すること。
 - (3) 既に道内に工場等を有する者が新たに当該工場等に係る業種と日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等(特定事業所等を有する者にあつては、当該特定事業所等に係る業種又は事業と異なる業種又は事業の特定事業所等)を設置すること(前号に該当する場合を除く。)
- 2 条例第13条第1項の規則で定める増設は、既に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで新設以外のもの(製造の能力等の増加を伴う工場等の移転を含む。)をいう。

(投資額又は雇用増の算定)

第5条 工場等の新設又は増設のための投資額の算定に当たっては、操業又は事業(以下「操業等」という。)のために直接使用されるもののほか、工場等の内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るものを含むものとする。

- 2 工場等の新設又は増設のための投資額の算定に当たっては、当該工場等の施設の全部又は一部が道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けているときは、当該補助を受けている施設を投資額の算定の対象から除外するものとする。
- 3 工場等の移転のための投資額の算定に当たっては、当該投資額のうち所得税法施行令第6条第1号及び第2号に掲げる資産については、その取得価額の合計額に移転後の製造の能力等から移転前の製造の能力等を差し引いた数を移転後の製造の能力等で除して得た数を乗ずるものとする。
- 4 工場等の増設に伴う雇用増は、次に掲げる人数のうち最小のものとする。
 - (1) 当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請前3年間における決算期ごとの当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数のうち最大のものから第13条第1項の規定による補助金の交付の申請の日(以下「補助金交付申請日」という。)における当該事業者

の道内全体の常用雇用者の人数を控除した人数

(2) 当該工場等が属する事業所における当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請の日から補助金交付申請日までに増加した常用雇用者の人数

(3) 当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請の日から補助金交付申請日までに増加した当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数

(立地計画の認定)

第6条 企業立地（事業者が工場等の新設又は増設を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする事業者で条例第13条第1項の規定による助成の措置を受けようとするものは、企業立地に係る計画（以下「立地計画」という。）を知事に提出して、その立地計画が適当である旨の認定を受けなければならない。

2 前項の規定により認定を受けようとする事業者は、新設又は増設をする工場等の工事に着手する日前60日から工事に着手した日後30日までの期間内に、別記第1号様式の立地計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 工場等の位置図、施設内の配置図及び設備配置図

(2) 工場にあっては、生産工程図

(3) 別表第1の類型の項の区分に係る認定を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 工業団地の地域内に立地したことを証する書類

イ 工場等の敷地に係る不動産の登記事項証明書（当該敷地を借り受けた場合は、その契約書の写し）（別表第1の備考1(2)に該当する増設をする場合を除く。）

(4) 会社にあつては、次の事項を記載した書類（会社以外の法人にあつては、これに準ずるもの）

ア 会社の沿革及び現況

イ 道外の既存工場等の所在地及び名称、生産能力（工場に限る。）並びに雇用者数

ウ 最近3期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

エ 定款

(5) 法人にあつては、法人の登記事項証明書

(6) その他参考となる書類

3 立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業者の概要

(2) 企業立地に係る事業の概要

(3) 企業立地の場所及び時期

(4) 企業立地に係る設備投資に関する事項

(5) 企業立地に必要な資金の調達計画

(6) 企業立地に伴う雇用に関する事項

(7) 企業立地に係る環境の保全に関する事項

(8) 企業立地に伴う地域貢献に関する事項（別表第1の類型の項対象業種（事業）の欄に定める自動車関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品等製造業、自然科学研究所、航空機整備関連事業又は国際物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合に限る。）

(9) 認定を受けようとする別表第1に定める類型の区分

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 知事は、第2項の規定により認定の申請があった場合において、その立地計画に係る工場等が第3条各号に掲げる要件のいずれにも適合し、かつ、その立地計画が北海道の産業構造の高度化による自立型経済構造への転換及び地域経済の発展に寄与するものと認められるときは、当該認定をするものとする。

5 前項の規定にかかわらず、知事は、第2項の規定により認定の申請をした事業者が債務超過の状態にある等の理由により継続的な事業の実施が困難であると認められるときは、当該事業者はその理由を示した上で、当該認定をしないことができる。

6 第1項の認定は、平成30年3月31日までに限って行うものとする。

（認定計画の変更）

第7条 前条第1項の規定により立地計画の認定を受けた事業者（次条第2項の規定により当該事業者の地位の承継の承認を受けた者を含む。以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る立地計画（以下「認定計画」という。）に記載された事項のうち次に掲げる事項の変更をしようとするときは、速やかに知事の認定を受けなければならない。

(1) 業種又は事業

(2) 製造する主たる製品等の内容

(3) 工場等の所在地

(4) 工場等の新設又は増設のための投資額の予定額（変更額が変更後の投資額の20パーセント以内の変更又は変更額が5,000万円以内の変更の場合を除く。）

(5) 別表第1に定める類型の区分

(6) その他認定計画の遂行に重大な影響を与える事項

2 前項の規定により認定計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記第2号様式の認定計画変更認定申請書を知事に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定は、第1項の認定について準用する。

（認定事業者の地位の承継）

第8条 第12条第1項の規定による補助金の交付の決定を行うまでの間に、合併、事業譲渡その他の理由により認定事業者に係る工場等を承継した事業者は、認定事業者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により認定事業者の地位の承継を受けようとする事業者は、当該工場等を承継した日から30日以内に、別記第3号様式の認定承継承認申請書に次に掲げる書類を添え

て知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 承継の事実を証する書類

(2) 工場等の承継人が会社の場合にあつては、第6条第2項第4号に掲げる書類

(3) 工場等の承継人が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書

(報告の徴収)

第9条 知事は、必要に応じ、認定事業者に対し、当該工場等の工事、操業、雇用等の状況について報告を求めることができる。

(認定の辞退)

第10条 認定事業者は、認定計画(第7条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る事業の休止又は廃止その他の理由により第12条第1項の規定による補助金の交付の申請をしないことが明らかになったときは、速やかに別記第4号様式の認定辞退届を知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 企業立地に係る工場等が第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 第6条第5項の規定に該当することが明らかになったとき。

(3) 認定計画に係る事業の休止又は廃止その他の理由により当該認定計画に従って企業立地を行っていないとき。

(4) 前条の規定により認定辞退届の提出を受けたとき。

(5) 偽りその他不正の手段により次条第1項の規定による補助金の交付を受けようとしたとき。

(補助金の交付)

第12条 道は、認定事業者が認定計画に従って企業立地を行う場合には、当該認定事業者に対し、別表第2の第1欄から第4欄までに掲げる区分に応じ、同表の第5欄に定める額以内の補助金を交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、当該補助の対象となっている工場等が道の他の補助制度により補助を受けているときは、当該他の補助制度による補助金の額を同項の規定による補助金の額から控除した額(その額が零を下回るときは、零)とする。

3 第1項の規定による補助金の交付を受けたことのある認定事業者に交付する同項の規定による補助金の額は、当該認定事業者の当該補助金の額を通算して、別表第2の第1欄から第4欄までに掲げる区分に応じ、同表の第6欄に定める額を限度とする。

(補助金の交付の申請等)

第13条 認定事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、当該工場等の操業等を開始した日以後(当該工場等の工事の完成した日の属する事業年度

(個人の事業年度は、1月1日からその年の12月31日までとする。第3章を除き、以下同じ。)の決算終了後に限る。)に、別記第5号様式の補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1の類型の項対象業種(事業)の欄に定める産業支援サービス業に係る特定事業所等の新設をした認定事業者は、当該特定事業所等の工事の完成した日の属する事業年度の決算終了の日又は操業等を開始した日のいずれか遅い日から同日から起算して2年を経過した日の属する事業年度の決算終了後4月を経過する日までの期間において、事業年度ごとに分割して補助金の交付を申請することができる。
- 3 前項の規定により分割して補助金の交付の申請をする場合において、2回目又は3回目の補助金の交付の申請をしようとするときは、当該認定事業者は、各事業年度の決算終了後4月以内に、別記第6号様式の補助金交付申請書(ソフトウェア業・2、3回目用)を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により2回目又は3回目の補助金の交付の申請をしようとするときは、前回の申請時から当該申請時まで増加した特定技術者の人数を雇用増として算定することができる。

(補助金の交付の方法)

第14条 第12条第1項の規定による補助金の交付は、10年以内で知事が定める期間に分割して行うことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を分割して受けることとされた認定事業者は、当該補助金の交付が完了するまでの間、各事業年度の決算終了後4月以内に、別記第7号様式の分割交付請求書兼操業(事業)状況報告書を知事に提出して、当該事業年度に係る分の補助金の交付を請求し、及び当該事業年度の当該工場等の操業等の状況を報告しなければならない。ただし、初回の補助金の交付の請求のときは、この限りでない。

(補助金の使途)

第15条 第12条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者(以下この章において「補助事業者」という。)は、当該補助金を当該補助金の投資額の算定の対象となった施設又は当該施設に係る敷地である土地に充当しなければならない。

(操業等の状況の報告)

第16条 補助事業者(第14条第1項の規定により分割して補助金の交付を受けることとされた者を除く。)は、当該補助金の交付の決定(第13条第2項の規定により分割して補助金の交付を申請することとしたときは、最終の回の補助金の交付の決定)があった日の属する事業年度の初日から3年に満つる日までの間の各事業年度の当該工場等の操業等の状況を、当該事業年度の決算終了後4月以内に、別記第8号様式の操業(事業)状況報告書により知事に報告しなければならない。

(操業等の休止等の届出)

第17条 補助事業者は、当該補助金の交付の決定（第13条第2項の規定により分割して補助金の交付を申請することとしたときは、初回の補助金の交付の決定。次項及び次条第1項第3号において同じ。）後10年以内に、当該工場等の操業等を休止し、又は廃止したときはその理由及び休止又は廃止の日を、当該操業等を著しく変更したときはその理由及び内容を、それぞれ当該事実が生じた日から10日以内に、別記第9号様式の操業（事業）休止（廃止、変更）届により知事に届け出なければならない。

2 補助事業者は、当該補助金の交付の決定後10年以内に、当該工場等の操業等の休止又は廃止（倒産（破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てその他知事が定める事由に該当する事態をいう。以下同じ。）の場合を除く。以下この項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び休止又は廃止の予定日を、別記第10号様式の操業（事業）休止等予定届により知事に届け出て、知事と操業等の休止又は廃止に関する協議を行わなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の交付の決定後10年以内に当該工場等の操業等を休止し、又は廃止したとき（次に掲げる場合を除く。）。

ア 災害により操業等の継続ができなくなった場合

イ 企業経営の悪化等により倒産した場合で、既に当該補助金の全部又は一部の交付を受けているとき。

ウ 前条第2項の規定による協議を行い、知事が特にやむを得ないと認めた場合

2 知事は、第14条第1項の規定により補助金の交付を分割して受けることとされた補助事業者が、同項の規定により定められた期間内に当該工場等の操業等を休止し、若しくは廃止したとき（前項第3号に該当する場合を除く。）又は同条第2項の分割交付請求書兼操業（事業）状況報告書を同項に規定する提出期限までに提出しないときは、それ以降に交付すべき当該補助金に係る部分の交付の決定を取り消すことができる。

（違約加算金）

第19条 補助事業者は、前条第1項（第3号を除く。）の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(書類の経由等)

第20条 この章の規定により知事に提出する書類は、正本1通及び副本2通とし、すべて当該工場等の所在地を所管する総合振興局長及び振興局長を経由しなければならない。

第3章 中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置

(指定事業)

第21条 条例第14条第1項の規則で定める事業(以下「指定事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) マーケティング支援事業(中小企業者等が新たな事業分野への進出又は市場の開拓(以下これらを「新分野・新市場への進出等」という。)のために行う市場調査又は展示会等(道内において行われるものを除く。以下同じ。)への出展のために必要な経費(第5号に該当するものを除く。)に対し、別表第4の第1号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)
- (2) アドバイザー等招へい支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理、マーケティング(商品の販売又はサービスの提供を促進するための活動をいう。)等のアドバイザー等(専門アドバイザー(特定の事項について助言を行う者をいう。)、専門技術者、熟練技能者、専門コンサルタント(特定の事項について診断、指導、教育訓練等を行うことを業とする者をいう。以下同じ。))その他特定の技術又は能力の修得に資する者をいう。)の招へいのために必要な経費に対し、別表第4の第2号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)
- (3) 産業人材育成支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材の養成を図るために行う先進企業、研修機関、専門職大学院(学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院で、経営人材の養成を図るものに限る。別表第4において同じ。)、社会人を対象とした大学院(同項に規定する専門職大学院を除く。以下同じ。))その他技術、デザイン開発能力又は経営管理能力を修得し得るものへの従業員又は常勤の役員(個人事業主を含む。)の派遣を行うために必要な経費に対し、同表の第3号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)
- (4) 産学連携等研究開発支援事業(道内において構成員の2分の1以上が中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために条例第2条第5号に規定する大学等と連携して行う加工組立型工業(はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業をいう。以下同じ。)、基盤技術産業(ものづくり基盤技術振興基本法(平成11年法律第2号)第2条第1項に規定するものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種をいう。以下同じ。)、食品工業(食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業をいう。以下同じ。)、IT産業(コンピュータ処理を目的とするソフトウェアの製造、コンピュータ制御によるシステム(インタ

ーネット等での利用に供するもの又は利用可能なものに限る。以下同じ。)の構築その他情報通信技術に関連する分野の産業をいう。以下同じ。)、バイオテクノロジー利用産業(生物又はその機能を利用し、又は応用する技術に関連する分野の産業をいう。以下同じ。)又は環境産業(環境負荷を低減した製品の製造、環境汚染を防止する装置及び資材の製造並びにこれらに係るサービスの提供を行う事業(資源の有効利用に係るものを除く。)が属する業種をいう。以下同じ。)に関する研究開発を行うために必要な経費に対し、別表第4の第4号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)

(5) 市場対応型製品開発支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品又はサービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し、別表第4の第5号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)

(指定事業を行う者の指定)

第22条 条例第14条第1項の規定による助成の措置は、指定事業を行う者を指定して行う。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、別記第11号様式の指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 指定事業の実施方法に関する事項を記載した書類
 - (3) 申請の日を含む事業年度の直前の3事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書
 - (4) 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (5) 登記事項証明書
 - (6) 役員名簿
- (指定の対象)

第23条 前条第1項の規定による指定を受けることができる者は、次に掲げる要件に適合している者とする。

- (1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第7条第1項に規定する指定法人であって、その目的とする事業の対象地域を全道一円とするものであること。
- (2) 指定事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であること。
- (3) 第30条の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。

(指定事業の実施方法の変更)

第24条 第22条第1項の規定による指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、指定事業の実施方法を変更しようとするときは、あらかじめ別記第12号様式の事業変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。

(実施計画の届出)

第25条 指定事業者は、毎事業年度開始前に(指定事業者となった日の属する事業年度にあ

っては、指定事業者となった後遅滞なく)、その事業年度の指定事業の実施計画を作成し、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(補助金の交付)

第26条 道は、指定事業者に対し、指定事業において指定事業者が中小企業者等に交付する補助金の額に相当する額以内の補助金を交付する。

(事業実績の報告)

第27条 指定事業者は、毎事業年度終了後、その事業年度の指定事業の実施結果を、速やかに知事に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第28条 知事は、前条に定めるもののほか、必要に応じ、指定事業者に対し、指定事業の実施状況について報告を求めるものとする。

(指導又は助言)

第29条 知事は、指定事業者に対し、指定事業の適切な実施に関し必要な指導又は助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第30条 知事は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 指定の内容又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

第4章 雑則

(北海道補助金等交付規則の適用)

第31条 条例及びこの規則に定めるもののほか、補助金の交付、返還等に関しては、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)の定めるところによる。

(知事への委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、条例第3章の規定に基づく助成の措置に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(北海道創造的中小企業育成条例施行規則及び北海道企業立地促進条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 北海道創造的中小企業育成条例施行規則(昭和61年北海道規則第73号)
- (2) 北海道企業立地促進条例施行規則(平成9年北海道規則第55号)

(北海道創造的中小企業育成条例の廃止に伴う経過措置)

3 条例の施行の際現に条例附則第2項第1号の規定による廃止前の北海道創造的中小企業育成条例（昭和61年北海道条例第30号）第6条第1項第3号に掲げる事業を行う者に対し講じている助成等の措置については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日北海道規則第55号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日北海道規則第52号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日北海道規則第73号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

別表第1（第3条、第6条、第7条、第13条関係）

類型	分野	対象施設	対象業種（事業）	対象基準
類型	成長 産業 分野	工場	自動車関連製造業（別表第3の1に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準」という。） ア 投資額が20億円以上であること。 イ 雇用増が40人以上であること。
			電気・電子機器製造業（別表第3の2に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。）	
			医薬品等製造業（別表第3の3に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	
			基盤技術産業（別表第3の4に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準」という。） ア 投資額が2,500万円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。

	特定事業 所等	産業支援サービス業（別表第3の5(1)に掲げる業種に限る。）	道内に新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準」という。）。 ア 投資額が5,000万円以上であること。 イ 特定技術者の雇用増（第13条第2項の規定により分割して補助金の交付を申請するときは、初回の申請時の雇用増）が5人以上であること。
発展 基盤 施設 分野	試験研究 施設	自然科学研究所	道内に新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準」という。）。 ア 投資額が10億円以上であること。 イ 研究員の雇用増が5人以上であること。
	航空機整備 関連施設	航空機整備関連事業（航空機の整備若しくは改造又は航空機若しくは航空機用機器の修理を行う事業をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準」という。）。 ア 投資額が20億円以上であること。 イ 雇用増が40人以上であること。
	国際物流 関連施設	国際物流関連事業（国際物流拠点地域において外国貨物の荷さばき、保管若しくは外国貨物の加工又はこれを原料とする製造を行う事業をいう。次表において同じ。）	道内の国際物流拠点地域内に新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準」という。）。 ア 投資額が20億円（特別対策地域内に新設をする場合にあっては、10億円）以上であること。

				イ 雇用増が20人（特別対策地域内に新設をする場合にあっては、5人）以上であること。
類型	産業集積拠点形成分野	工場	製造業	工業団地の地域内に新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準」という。）。 ア 投資額が5,000万円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。
		特定事業所等	産業支援サービス業（別表第3の5(2)に掲げる事業に限る。）	工業団地の地域内に新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準」という。）。 ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。
類型	市町村連携促進分野	工場	製造業（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第9条第1項の同意集積区域（特別対策地域内の区域を除く。以下「企業立地促進法適用地域」という。）内にあっては、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種（企業立地促進法第5条第2項第6号の指定集	特別対策地域内に新設若しくは増設をする場合又は企業立地促進法適用地域内に新設をする場合（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る。）で、次のいずれにも該当すること（次表において基準」という。）。 ア 投資額が2,500万円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。 ウ 市町村が行う立地助成措置の対象となる事業者であること。

		積業種をいう。以下同じ。)に限る。)
	試験研究施設	自然科学研究所(企業立地促進法適用地域内にある場合は、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。)
	特定事業所等	産業支援サービス業(別表第3の5(1)から(5)までに掲げる業種又は事業(企業立地促進法適用地域内にある場合は、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。)に限る。)

備考

- 1 この表の類型 の項における「増設」は、次のいずれかに該当するものに限るものとし、かつ、工場等の移転は含まないものとする。
 - (1) 工業団地の地域内に新たに土地を取得、賃借等により確保してから3年以内に工場等の工事に着手したもの
 - (2) 自動車関連製造業、電気・電子機器製造業又は食料品製造業(日本標準産業分類に定める食料品製造業をいう。)の工場に係るもの(市町村が行う立地助成措置の対象となるものに限るものとし、(1)に該当するものを除く。)
- 2 この表において「国際物流拠点地域」とは、関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第11号に規定する開港若しくは同項第12号に規定する税関空港又は同法第29条に規定する保税地域をいう。
- 3 この表において「特別対策地域」とは、次に掲げる地域又は区域を含む市町村の区域をいう。ただし、合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)であって、次に掲げる地域又は区域が一部の合併関係市町村(同法第2条第1項に規定する市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の一部となった市町村をいう。以下同じ。)の区域に限定されている場合は、当該合併関係市町村の区域とする。

- (1) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第2条第1項に規定する農村地域
 - (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域
 - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
 - (5) 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項に規定する低開発地域工業開発地区
 - (6) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第7条第2項第1号に規定する振興拠点地域
 - (7) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項の同意基本計画に係る同法第6条第3項の拠点地区であって、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号）第1条に規定する地方公共団体の区域内にあるもの
- 4 この表において「工業団地」とは、道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された工業団地台帳に登載されている工業団地（計画中又は構想中のものを除く。）であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。
- 5 この表において「特認事業者」とは、企業立地促進法第14条第3項又は第16条第3項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものをいう。
- 6 この表において「市町村が行う立地助成措置」とは、市町村が企業立地をした事業者に対して直接行う補助金その他反対給付を受けない給付金の交付及び地方税の課税免除又は不均一課税その他の税制上の優遇措置をいう。

別表第2（第12条関係）

類型	分野	対象施設	対象業種（事業）及び基準	補助額	補助通算限度額
類型	成長産業分野	工場	自動車関連製造業で、基準に該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 新設の場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が次の（ア）	45億円

	<p>から(ウ)までに掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに定める額を超えるときは、当該(ア)から(ウ)までに定める額)</p> <p>(ア) 雇用増が40人以上100人未満の場合 10億円</p> <p>(イ) 雇用増が100人以上200人未満の場合 20億円</p> <p>(ウ) 雇用増が200人以上の場合 35億円</p> <p>イ 増設の場合 投資額の100分の5に相当する額(その額が10億円を超えるときは、10億円)</p>	
電気・電子機器製造業で、基準に該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 新設の場合 投資額の100分の10に相当する額(その額が次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)又は(イ)に定める額を超えるときは、当該(ア)又は(イ)に定める額)</p> <p>(ア) 雇用増が40人以上100人未満の場合 10億円</p> <p>(イ) 雇用増が100人以上の場合 15億円</p> <p>イ 増設の場合 投資額の100分の5に相当する額(その額が10億円を超えるときは、10億円)</p>	30億円
医薬品等製造業で、基準に該当するもの	<p>(ア) 雇用増が40人以上100人未満の場合 10億円</p> <p>(イ) 雇用増が100人以上の場合 15億円</p> <p>イ 増設の場合 投資額の100分の5に相当する額(その額が10億円を超えるときは、10億円)</p>	
基盤技術産業で、基準に該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に相当する額(その額が3億円を超えるときは、3億円)</p> <p>ア 新設の場合 投資額の100分の</p>	15億円

				10 イ 増設の場合 投資額の100分の5	
	特定事業所等	産業支援サービス業（別表第3の5（1）に掲げる業種に限る。）で、基準に該当するもの		特定技術者の雇用増（第13条第4項の規定により算定した雇用増を含む。）に100万円を乗じて得た額（その額が1億円を超えるときは、1億円）と投資額とのいずれか低い額	
発展 基盤 施設 分野	試験研究施設	自然科学研究所で、基準に該当するもの		投資額の100分の10に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円）	
	航空機整備関連施設	航空機整備関連事業で、基準に該当するもの			
	国際物流関連施設	国際物流関連事業で、基準に該当するもの			
類型	産業集積拠点形成分野	工場	製造業で、基準に該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 新設又は増設（前表の備考1（1）に該当するものに限る。）の場合 投資額の100分の8に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円（対象施設が環境配慮型データセンター（投資額が20億円以	
		特定事業所等	産業支援サービス業（別表第3の5（2）に掲げる事業		

			に限る。)で、 基準 に該当 するもの	上のものに限る。)であってその 額が5億円を超えるときは、5億 円)) イ 増設(前表の備考1(2)に該当 するものに限る。)の場合 投資 額の100分の4に相当する額(そ の額が3億円を超えるときは、3 億円)	
類 型	市町 村連 携促 進分 野	工場	製造業で、基 準 に該当す るもの	次のア及びイに定める額の合計額と 投資額とのいずれか低い額 ア 投資額の100分の4(企業立地 促進法適用地域特例の場合は、10 0分の8)に相当する額(その額 が1億円を超えるときは、1億円) イ 雇用増から5人を差し引いた人 数に50万円を乗じて得た額(その 額が5,000万円を超えるときは、5, 000万円)	補助額の 欄のアに 定める補 助額につ いて、5 億円
		試験研究 施設	自然科学研究 所で、基準 に該当するも の		
		特定事業 所等	産業支援サー ビス業(別表 第3の5(1) から(5)まで に掲げる業種 又は事業に限 る。)で、基 準 に該当す るもの		

備考

- 1 認定事業者は、一の立地計画ごとに、類型 から類型 までの区分のうちいずれか一つの区分の補助金の交付を受けることができる。
- 2 この表において「企業立地促進法適用地域特例」とは、企業立地促進法第9条第1項の同意集積区域(前表の備考3に規定する特別対策地域内の区域に限る。)における指定集積業種に係る工場等の新設をいう。
- 3 この表において「環境配慮型データセンター」とは、自然エネルギー(雪氷、太陽

光等を利用して得られる環境への負荷が少ないエネルギーをいう。)を活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいう。

別表第3

1 自動車関連製造業

自動車・同附属品製造業

2 電気・電子機器製造業

- | | |
|----|------------------------------------|
| 1 | 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 |
| 2 | 電子デバイス製造業 |
| 3 | 電子部品製造業 |
| 4 | 記録メディア製造業 |
| 5 | 電子回路製造業 |
| 6 | ユニット部品製造業 |
| 7 | その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 8 | 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 |
| 9 | 産業用電気機械器具製造業 |
| 10 | 電球・電気照明器具製造業 |
| 11 | 電池製造業 |
| 12 | 電子応用装置製造業 |
| 13 | 電気計測器製造業 |
| 14 | その他の電気機械器具製造業 |
| 15 | 通信機械器具・同関連機械器具製造業 |
| 16 | 映像・音響機械器具製造業 |
| 17 | 電子計算機・同附属装置製造業 |

3 医薬品等製造業

- | | |
|---|---|
| 1 | 医薬品製造業 |
| 2 | 食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1号ミに規定する特定保健用食品及び同号シに規定する栄養機能食品に係るものに限る。） |

4 基盤技術産業

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 工業用プラスチック製品製造業 |
| 2 | 鉄素形材製造業 |
| 3 | 非鉄金属素形材製造業 |
| 4 | 金属素形材製品製造業 |
| 5 | 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く。） |

- | | |
|---|--------------------------|
| 6 | 基礎素材産業用機械製造業 |
| 7 | 金属加工機械製造業 |
| 8 | 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 |
| 9 | その他の生産用機械・同部分品製造業 |

5 産業支援サービス業

(1) ソフトウェア業

(2) データセンター事業（自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。）

(3) コールセンター事業（次に掲げる業務に係る事業をいう。）

ア 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの

(ア) 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

(イ) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

イ アの業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

(4) 情報処理・提供サービス業

(5) (1)から(4)までに掲げる業種又は事業に準ずる業種又は事業として知事が認めるもの

備考 1 から 4 まで並びに 5 (1)及び(4)に掲げる業種は、日本標準産業分類による。

別表第 4（第21条関係）

番号	事業の種類	対象経費	補助額
1	マーケティング支援事業	市場調査の委託費その他市場調査のために特に必要と認められる経費及び出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、輸送費その他展示会等への出展を行うために	対象経費の2分の1以内の額（その額が200万円を超えるときは、200万円）

		特に必要と認められる経費（以下これらを「市場調査等経費」という。）	
2	アドバイザー等招へい支援事業	滞在費、往復の交通費及び報酬	対象経費の2分の1以内の額（その額が1人当たり50万円を超えるときは、50万円。一の中小企業者等につき100万円を超えるときは、100万円）
	アドバイザー等招へい支援事業（新たに自動車・同附属品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業その他の加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食品工業の中小企業者等が、原価の引下げ、生産管理の合理化等を図るために行う専門コンサルタントの招へいのために必要な経費に対し補助する事業に限る。）	滞在費、往復の交通費及びコンサルタント料	対象経費の2分の1以内の額（その額が200万円を超えるときは、200万円）
3	産業人材育成支援事業	滞在費及び往復の交通費（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものを除く。）並びに入学料及び授業料（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものに限る。）	対象経費の2分の1以内の額（その額が1人当たり50万円を超えるときは、50万円）
4	産学連携等研究開発支援事業	原材料・副材料費、	対象経費の2分の1

		治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、人件費（共同研究開発に従事する中小企業者等の従業員等に係るものに限る。）、特許実施費、先行技術等調査費その他共同研究開発を行うために特に必要と認められる経費	以内の額（その額が1,200万円を超えるときは、1,200万円）
5	市場対応型製品開発支援事業	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	次に掲げる額を合算した額（その額が300万円を超えるときは、300万円） 1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額（その額が200万円を超えるときは、200万円） 2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額
	市場対応型製品開発支援事業（新たに自動車・同附属品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業その他の加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、	次に掲げる額を合算した額（その額が500万円を超えるときは、500万円） 1 対象経費のうち市場調査等経費に

<p>中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食品工業の中小企業者等が行う製品開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。)</p>	<p>特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費</p>	<p>係るものの2分の1以内の額(その額が200万円を超えるときは、200万円) 2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの3分の2以内の額</p>
<p>市場対応型製品開発支援事業(新分野・新市場への進出等を目指すIT産業、バイオテクノロジー利用産業又は環境産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。)</p>	<p>原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験(検査)依頼費、人件費(コンピュータ処理を目的とするソフトウェア又はコンピュータ制御によるシステムの製品開発を行うために新規に雇用するシステムエンジニア、プログラマー等に係るものに限る。)、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費</p>	<p>次に掲げる額を合算した額(その額が350万円を超えるときは、350万円) 1 対象経費のうち人件費に係るものの2分の1以内の額(その額が150万円を超えるときは、150万円) 2 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額(その額が200万円を超えるときは、200万円) 3 対象経費のうち人件費及び市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額</p>

備考 この表において「先行技術等調査費」とは、次に掲げる調査に係る経費をいう。

- 1 産学連携等研究開発支援事業又は市場対応型製品開発支援事業(以下これらを「開発支援事業」という。)に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって、当該開発支援事業に係る発明が特許法(昭和34年法律第121号)第29条、第29条の2又は第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの

- 2 開発支援事業に係る考案と同一の技術の分野に属する考案又は発明に関する調査であって、当該開発支援事業に係る考案が実用新案法（昭和34年法律第123号）第3条、第3条の2若しくは第7条第1項から第3項まで若しくは第7項又は特許法第39条第4項前段の規定により実用新案登録を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの
- 3 開発支援事業に係る意匠と同一の分野に属する意匠に関する調査であって、当該開発支援事業に係る意匠が意匠法（昭和34年法律第125号）第3条、第3条の2又は第9条第1項若しくは第2項の規定により意匠登録を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの